

相楽東部広域連合立笠置小学校及び笠置中学校の施設開放に伴う使用料徴収条例

平成 21 年 3 月 31 日
条 例 第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条の規定に基づき、相楽東部広域連合立笠置小学校及び笠置中学校の施設開放（以下「施設開放」という。）に伴う使用料の徴収について定める。

(利用資格)

第 2 条 スポーツ開放は、笠置町、和束町及び南山城村内に在住、又は在学する者が 3 分の 1 以上占める 10 人以上の団体で、当該団体に責任者として成人が含まれ、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録した団体に限り許可するものとする。ただし、教育委員会が認める場合についてはこの限りではない。

(使用料)

第 3 条 使用料は次のとおりとする。

- (1) 笠置小学校体育館（クラブハウスを含む）、笠置中学校(グラウンド・柔剣道場)
- | | | |
|------------------------------|---------|-------|
| 午前 8 時 0 0 分から午後 6 時 0 0 分 | 1 時間につき | 300 円 |
| 午後 6 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分 | 1 時間につき | 500 円 |

(使用料の減免)

第 4 条 教育委員会は、特に必要と認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第 5 条 施設開放が次の各号の一に該当する場合は、その利用を認めない。

- (1) 特定の政党もしくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用、その他政治的活動のための利用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用、その他宗教的活動のための利用
- (3) もっぱら営利を目的とするための利用
- (4) その他教育委員会が不適格と認めた場合

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。